

第1回「意見交換会」のご案内（続き）

●申込方法 次の（１）～（３）のいずれかより申込みください。

- （１）右の二次元コードより電子申請
- （２）電 話（5432-2872）※8：30から17：00まで（土日祝日除く）
- （３）FAX（5432-3055）



電子申請
二次元
コード

※電話またはFAXの場合、次の（ア）～（オ）をお伝えください。

- （ア）お名前（イ）住所（ウ）希望日程（エ）日中に連絡のつく電話番号（オ）手話通訳の必要性

申込期限：令和7年10月31日（金） 17：00まで

●案内図

世田谷区立駒沢小学校
3階ランチルーム
（住所：駒沢2丁目10番6号）
※正門よりお入りください



●注意事項

- ・会場の都合上、各回の定員は40名を予定しております。（申込多数の場合抽選）
万一、抽選によりご希望に添えない場合のみ、11月4日（火）中にご連絡いたします。
- ・会場には、駐車場がありません。お車でのご来場はご遠慮ください。
- ・自転車でお越しの方は、敷地内の駐輪場に停めることが可能です。
- ・会場には、土足で入室ができません。（スリッパ等上履きを用意いたします。）

意見交換会の開始前に、
「これまでの取組み経緯の展示」を実施します

今回から「意見交換会」を開催するにあたり、はじめて参加される方などに対し、改めてこれまでの取組みをお知らせするため、取組経緯をまとめたポスターを掲示するとともに、職員などが個別にご質問への対応や説明を行う時間を設けます。

意見交換会の開始20分前より開場し、ご自由に展示をご覧ください。

「旧林愛作邸」はそんなに価値のある建物なの？

土地所有者は保存活用についてどう考えているの？

ご不明な点がございましたら、個別にご質問にお答えします



世田谷区からの街づくりに
関するお知らせ（通信1）

令和7年10月発行
世田谷区教育委員会事務局生涯学習課
世田谷区世田谷総合支所街づくり課

世田谷区駒沢一丁目1番地区の街づくり 第1回 意見交換会を開催します

日頃より世田谷区政へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。

世田谷区では令和6年度より、駒沢一丁目に存在する歴史的建造物である「旧林愛作邸（周辺の池等の庭園を含む）」の現位置での保存を前提とした魅力ある街づくりに向けた説明会を開催してきました。

今年度は、街づくりに関する世田谷区の検討状況をお知らせするとともに、土地利用の基本的な考え方に基づく検討内容について、土地所有者と周辺住民の皆様を対象にした「意見交換会」を開催します。ぜひご参加ください。



【写真】旧林愛作邸 玄関

歴史的資産の保存及び活用を目指した街づくりについて

内容：「駒沢一丁目1番地区に現存する旧林愛作邸の保存及び活用に向けた土地利用の基本的な考え方」のご説明や、土地利用を誘導した後の建物ボリュームや道路、公園等について、イメージ模型を用いて意見交換を行います。

※建築計画に対する意見交換会ではございませんのでご了承ください

●日 程

- （１）令和7年11月7日（金） 17：20～19：20
（17：00～「これまでの取組み経緯の展示」※4頁参照）
- （２）令和7年11月8日（土） 10：20～12：20
（10：00～「これまでの取組み経緯の展示」※4頁参照）

事前の申込をお願いいたします。4頁をご覧ください。

●会 場 世田谷区立駒沢小学校 3階ランチルーム ※4頁「案内図」参照

●お問合せ

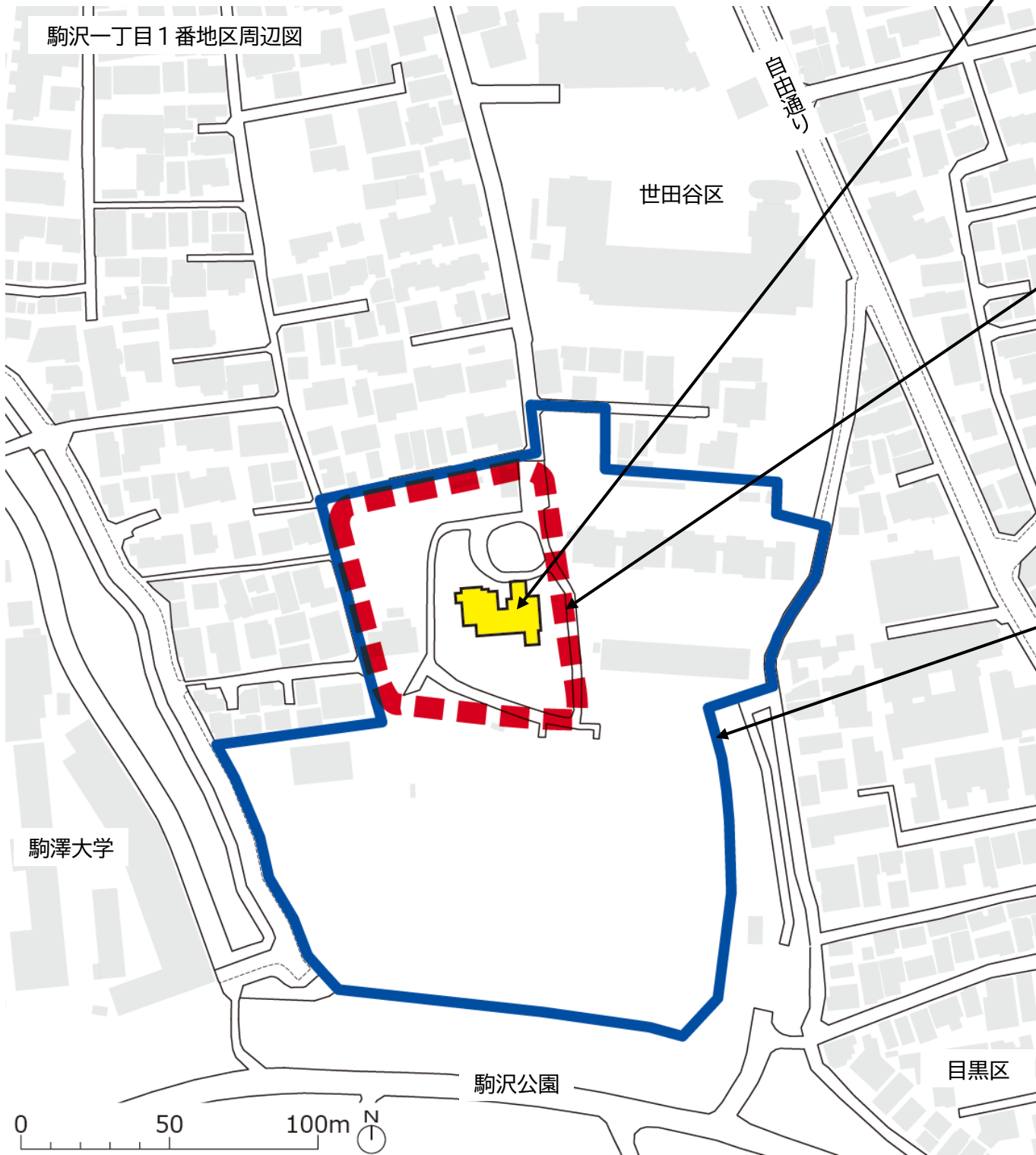
- ①旧林愛作邸の保存・活用について
世田谷区教育委員会事務局生涯学習課
担当：湖東（ことう）
TEL：03-3429-4264
FAX：03-3429-4267
- ②意見交換会の申込、街づくりについて
世田谷区世田谷総合支所街づくり課
担当：佐藤、岡澤、金濱
TEL：03-5432-2872
FAX：03-5432-3055

「旧林愛作邸」および「駒沢一丁目1番地区」について

世田谷区では令和6年度から、「駒沢一丁目1番地区」の街づくりに取り組んでおり、令和6年度には7月、10月、2月に説明会を開催するとともに、8月には見学会を実施し、周辺住民の皆様からご意見をお伺いしてきました。

これまでに実施した説明会の資料、いただいたご意見やご質問、世田谷区からの回答などの詳細は、世田谷区のホームページに掲載しております。右の二次元コードよりご覧ください。

世田谷区「駒沢一丁目1番地区「旧林愛作邸」の現位置保存に向けた取り組み」



①旧林愛作邸

駒沢一丁目1番に現存する、近代建築の巨匠フランク・ロイド・ライトの設計思想を色濃く残す貴重な歴史的建造物です。ライトが得意とした、水平的な広がりを持つ「プレーリースタイル」や「有機的建築」といった建築様式は、世界的に高く評価されています。

世田谷区は、平成27年10月に「駒沢一丁目1番地区 街づくり誘導指針」を決定し、「旧林愛作邸」等の適切な保存について検討すること等を示しました。また、令和6年2月には、「旧林愛作邸の保存活用に関する要望書」を土地所有者へ提出しました。

<参考>

「駒沢一丁目1番地区 街づくり誘導指針」原文



②特に保存が望まれる範囲（「保存範囲」）

世田谷区は、旧林愛作邸の保存活用に向けて、専門家の意見を聴きながら、令和7年2月に「旧林愛作邸の保存範囲の考え方」を決定しました。

その中では、周囲の環境との調和を重視するライトの設計思想をふまえ、「旧林愛作邸」を現位置に保存することとともに、「特に保存が望まれる範囲」を定め、範囲内にある池、樹木などの周辺環境も含めた保存の考え方を土地所有者へ提示しました。

<参考>

「旧林愛作邸の保存範囲の考え方」原文



③駒沢一丁目1番地区

「保存範囲」を含む「旧林愛作邸」の保存活用に向けて、一体的に街づくりを検討していくこととしている範囲です。

世田谷区が令和6年8月に決定した「駒沢一丁目1番地区に現存する旧林愛作邸の保存及び活用に向けた土地利用の基本的な考え方」では、「歴史的建造物を保存する土地利用の基本的な考え方」として、「地域資源の魅力を高める」こととともに、以下の通り提示しました。

<参考>

「駒沢一丁目1番地区に現存する旧林愛作邸の保存及び活用に向けた土地利用の基本的な考え方」原文



<基本的な考え方の要約>

周辺環境を含めた「旧林愛作邸」を現位置で保存する場合に、「旧林愛作邸」周辺の敷地内で利用できなくなる床面積を、保存範囲外の敷地へ移転することが可能となるような都市計画の変更等（用途地域の変更、土地の高度利用）を検討していきますが、本地区周辺への影響を考慮した建築計画となるよう誘導していきます。